

# Weekly Report

第618日号  
令和3年9月21日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 来年4月から施行される成年年齢引下げ

民法改正(成年年齢関係)により、成年年齢が約140年ぶりに見直され、令和4年4月1日から18歳となります。また、女性が結婚できる年齢を18歳に引上げて、男女の婚姻開始年齢を統一します。

### ◆飲酒や喫煙等は20歳を維持

成年年齢の引下げにより、令和4年4月1日時点で18歳・19歳に達している方は、その日から成人になります。

民法の成年年齢には、「一人で有効な契約を締結できる年齢」と「親権に服さなくなる年齢」という意味があり、例えば、携帯電話の購入や、アパートを借りる、クレジットカードを作成する、といった契約を親の同意なく行えます。また、住む場所や進学・就職の進路も自分の意思で決定できます。

なお、飲酒や喫煙、公益競技(競馬、競輪など)などは20歳のまま維持されます。

### ◆成年年齢引下げの影響を受ける主な税制

上記に伴い、次のような制度も変わります。

◎**相続税の未成年者控除**……相続人が未成年者の場合に相続税額から一定額を控除する制度について、18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額が控除額となります。

◎**贈与税の税率の特例**……直系尊属から贈与を受けた場合に適用される特例税率について、受贈者の年齢要件が18歳以上となります。

◎**事業承継税制**……非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予・免除について、贈与時における後継者の年齢要件が18歳以上となります。

◎**NISA**……NISA口座を開設できる年齢要件が18歳以上となります(令和5年1月以後に適用)。

## インボイス発行事業者の登録申請について

令和5年10月から消費税の仕入税額控除においてインボイス制度が導入され、適格請求書(現行の区分記載請求書に登録番号等の事項を記載したもの)の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書を交付できるのは登録を受けた課税事業者に限られ、本年10月から登録申請の受付が始まります。登録は所轄税務署長に申請書を提出する必要がありますので、e-Taxや郵送等(送付先はインボイス登録センター)で提出します。

なお、「適格請求書発行事業者公表サイト」で、\*氏名又は名称、\*本店又は主たる事務所の所在地(個人事業者等は希望する場合)、\*登録番号、\*登録・取消・失効年月日が公表されます。

## 来月から実施される郵便サービスの見直し

本年10月から郵便法改正等により、日本郵便におけるサービスが見直されます。

普通扱いとする郵便物・ゆうメールについては、土曜日配達休止となり、配達日数は1日程度繰り下げ(段階的に実施)となります。なお、ゆうパックや速達、書留などは変更ありません。

その他、\*速達郵便料金を1割程度引下げ、\*配達日指定郵便の料金区分変更(土曜日を210円に引上げ)、\*郵便区内特別郵便物の差出条件変更(地域区分局に差し出し可能)が実施されます。